⑶　転リースについて
①　「別表12　存続する担保権一覧表（リース等）」記載の整理番号９番の担保権（転リース）については、同表「担保権の目的物」欄記載の転リース物件に関する同表「契約満了日」欄記載の転リース契約期間満了日までは、更生計画認可決定後も同表「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続し、管財人または更生会社は引き続き当該転リース物件を使用することができる。
②　「別表12　存続する担保権一覧表（リース等）」記載の整理番号９番の担保権者は、転リース契約期間中は、リース会社との間で当該転リース物件に関するリース契約を継続しなければならない。

第２節　存続しない担保権

１　担保権の消滅

本章第１節記載の存続する担保権以外の担保権は、更生計画認可決定時に消滅する。

２　抹消登記手続

「別表13　存続しない担保権一覧表（不動産・工場財団）」記載の債権者は、更生計画認可決定により当該担保権が消滅したときには、管財人から請求があった後２週間以内に、当該担保権設定登記の抹消登記手続に必要な書類を管財人に交付する。

第３節　登記等の費用

本章による登記手続に要する登録免許税等の費用は、更生会社が負担する。

第５章　共益債権等の弁済

第１節　支払済共益債権及び未払共益債権

更生手続開始決定日から基準日（平成22年５月31日）までに支払った共益債権は、「別表17　共益債権支払実績及び未払残高表」の「支払額累計」欄記載のとおり金97,893,642円である。

平成22年５月31日現在の未払共益債権は、同表の「未払額」欄記載のとおり金64,902,283円である。

第２節　弁済した更生債権等

更生手続開始決定日から平成22年６月30日までに裁判所の許可を得て弁済した更生担保権及び一般更生債権は、合計で62件存在し、その合計弁済額は金5,579,264円である。

第３節　共益債権の弁済方法等

第１節の未払共益債権及び基準日の翌日（平成22年６月１日）から更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、更生会社の手元資金または営業収益金その他をもって随時弁済する。

第６章　弁済資金の調達方法等

第１節　弁済資金の調達方法

更生会社の弁済資金は、スポンサーからの株式払込金及び借入金、更生会社の手元資金等から調達される。

第２節　予想超過収益金の使途

更生計画遂行中に、予想超過収益金が生じた場合には、更生計画の遂行に必要な費用及び更生会社の運営に必要な運転資金に充てる。

第７章　株主の権利の変更

１　更生会社による全株式の取得と消却

更生会社は、その発行済株式5800株の全部を第８章第１節に定める募集株式発行の効力が生じる日に無償で取得し、同日、その全部を消却する。

２　資本金の額の減少

更生会社は、その資本金の額３億1300万円全額を減少する。

３　資本金の額の減少の効力発生日

第８章第１節に定める募集株式発行の効力が生じる日に発生する。

第８章　募集株式の発行

第１節　払込による募集株式の発行

更生会社は、以下のとおり、新たに払込を受けて、募集株式を発行する。
①　募集株式の種類　普通株式
②　募集株式の払込金額　１株につき５万円
③　募集株式の数　2000株
④　募集株式と引換えにする金銭の払込期日　更生計画認可決定確定後、２週間以内で、管財人が指定する日とする。
⑤　増加する資本金の額　１億円
⑥　募集株式の割当て　全て、㈲アセットポートフォリオまたは同社が指定する者に割り当てる。

第２節　払込によらない募集株式の発行

更生会社は、第３章第１節１⑵②、第３節２⑵②に定めるとおり、㈲アセットポートフォリオに対して新株式を代物弁済することに伴い、当該権利変更後の更生担保権及び一般更生債権を現物出資財産として、以下のとおり募集株式を発行する。
①　募集株式の種類　普通株式
②　現物出資財産の内容及び価額　１株につき権利変更後の更生担保権及び一般更生債権の合計５万円
③　募集株式の数　4687株
④　募集株式と引換えにする現物出資財産の給付期日　更生計画認可決定確定後、２か月以内で、管財人が指定する日とする。
⑤　増加する資本金の額　２億3435万円
⑥　募集株式の割当て　別表７「更生担保権弁済計画表（不動産・工場財団）」記載の整理番号２番、別表10「一般更生債権弁済計画表」記載の整理番号８番の債権者（いずれも㈲アセットポートフォリオ）に対し、第３章第１節１⑵②、同章第３節２⑵②に定めるとおり、割り当てる。その内訳は、同表「割当株式数」欄記載のとおりである。

第３節　配当の制限

更生手続中は、株主に対する配当は行わない。

第９章　定款の変更

更生会社の定款の一部を「別表18　定款変更表」記載のとおり変更する。

但し、変更後定款第６条の効力は、第８章第１節に定める募集株式発行の効力が生じたときに生ずるものとする。

第10章　役員の選任等

１　選任

⑴　取締役の選任

更生会社の取締役を以下のとおり選任する。

岡本　高彰；エコシステムホールディングス㈱代表取締役

柳田　栄一；エコシステムエンジニアリング㈱営業部長

上杉　昌隆；弁護士（霞が関法律会計事務所）

⑵　監査役の選任

更生会社の監査役を以下のとおり選任する。

高井　章光；弁護士（須藤・高井法律事務所）

⑶　代表取締役の選定

以下の者を代表取締役に選定する。

東京都渋谷区初台一丁目17番３―201号

岡本　高彰

２　役員の任期

前記各役員の任期は、更生計画認可決定日から１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３　役員の変更、補充または増員

前記の任期内に役員の変更、補充または増員の必要性が生じた場合には、裁判所の許可を得て、管財人が選任または選定する。

但し、変更または補充により選任または選定された役員の任期は、前任者と同一期間とし、増員により選任または選定された役員の任期は、他の役員の残任期間と同期間とする。

上記期間内に更生手続が終結した場合には、第９章記載の変更後の定款及び会社法の定めによる。

４　現役員の退任

現役員は、更生計画認可決定の時をもって、全て退任する。

５　役員の報酬

更生手続終結決定確定までの間の役員の報酬は、裁判所の許可を得て管財人が定める。

第11章　その他必要的記載事項

会社更生法第167条１項６号及び７号に該当する事項はない。

別表１から18まで添付省略

以上

東京地方裁判所民事第８部